

令和3年度  
家庭教育の支援に関して講じた施策の  
実施状況及び成果に関する報告書



令和4年6月  
茨 城 県

この「家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果に関する報告書」は、茨城県家庭教育を支援するための条例（平成28年茨城県条例第60号）第21条第1項の規定に基づく報告書です。

報告書の作成に当たっては、同条例第12条から第19条まで及び第22条の規定に沿って、令和3年度の施策や取組を整理しています。

茨城県家庭教育を支援するための条例（抄）  
（年次報告）

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

# 目 次

令和3年度 家庭教育支援施策一覧	・ ・ ・ ・ ・	1
1 親としての学びの支援	・ ・ ・ ・ ・	3
2 親になるための学びの推進	・ ・ ・ ・ ・	11
3 家庭における就学前教育の充実	・ ・ ・ ・ ・	12
4 幼稚園等に対する就学前教育の支援	・ ・ ・ ・ ・	14
5 人材養成等	・ ・ ・ ・ ・	17
6 多様な家庭環境に配慮した支援	・ ・ ・ ・ ・	21
7 相談体制の整備等	・ ・ ・ ・ ・	25
8 広報、啓発等	・ ・ ・ ・ ・	29
9 家庭教育を実践する日等	・ ・ ・ ・ ・	32
(参考) 茨城県家庭教育を支援するための条例	・ ・ ・ ・ ・	33

# 令和3年度 家庭教育支援施策一覧

7課 17事業（延べ30事業（再掲を含む））

条項	事業名	関連する取組内容	担当部局	担当課
1 親としての学びの支援 （市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者に対する支援や、関係者が実施する取組に対する支援を含む）  【第12条】	・就学前教育・家庭教育推進事業 ・家庭の教育力向上プロジェクト事業 ・地域で支える家庭の教育力向上事業	・就学前教育・家庭教育講演会の開催 ・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施 ・「家庭教育支援チーム」の活動及び登録の推進	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	・働き方改革・生産性向上促進事業	・ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた働き方改革優良事例の普及啓発、働き方改革シンポジウムの開催 ・いばらき働き方改革推進月間の実施 ・働き方改革優良（推進）企業の認定	産業戦略部	労働政策課
	・元気いばらき子育て事業 ・県立青少年教育施設指定管理者提案事業 ・県生涯学習センター指定管理者自主事業	・体験活動（施設の特性を活かした活動等）の実施 ・体験活動の実施  ・保護者向け講座や体験活動の実施	教育庁総務企画部	生涯学習課
	・非行防止教室の実施	・非行防止教室の実施	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
2 親になるための学びの推進（前条と同じ）  【第13条】	・ライフデザイン形成支援事業	・高校生のライフデザインセミナーの実施	保健福祉部子ども政策局	少子化対策課
3 家庭における就学前教育の充実  【第14条】	・家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】	・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	・元気いばらき子育て事業【再掲】 ・県立青少年教育施設指定管理者提案事業【再掲】 ・県生涯学習センター指定管理者自主事業	・体験活動（施設の特性を活かした活動等）の実施 ・体験活動の実施  ・体験活動の実施	教育庁総務企画部	生涯学習課
4 幼稚園等に対する就学前教育の支援  【第15条】	・就学前教育・家庭教育推進事業  ・「すくすく育ていばらき子かると」の活用 ・家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】	・市町村幼児教育担当者研修の開催 ・保幼小接続担当者研修の開催 ・「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援 ・「すくすく育ていばらき子かると」の活用  ・「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供 ・家庭教育支援資料の活用 ・企業における家庭教育学級の実施	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室

条項	事業名	関連する取組内容	担当部局	担当課
5 人材養成等 【第16条】	・家庭の教育力向上プロジェクト事業	・家庭教育支援のための市町村担当者研修会の開催 ・家庭教育推進員養成研修会の開催 ・乳幼児期のインターネットセーフティスキルアップ研修会の開催 ・訪問型家庭教育支援員養成研修会の開催	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	・地域で支える家庭の教育力向上事業	・PTA指導者研修資料作成	教育庁総務企画部	生涯学習課
6 多様な家庭環境に配慮した支援 【第17条】	・地域で支える家庭の教育力向上事業	・訪問型家庭教育支援の実施 ・スーパーバイザーの派遣 ・好事例集の作成	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
7 相談体制の整備等 【第18条】	・地域で支える家庭の教育力向上事業【再掲】	・訪問型家庭教育支援の実施 ・スーパーバイザーの派遣 ・好事例集の作成	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	・いじめ問題対策推進事業	・「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営 ・いじめ解消サポーター等による解消支援	教育庁学校教育部	義務教育課
	・スクールカウンセラー配置事業	・スクールカウンセラーの配置	教育庁学校教育部	義務教育課 高校教育課
	・教育相談事業	・子どもの教育相談の実施	教育庁学校教育部	高校教育課
	・早期教育推進事業	・早期教育相談（視覚・聴覚障害）の実施	教育庁学校教育部	特別支援教育課
	・少年非行防止活動の実施	・少年相談の実施	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
8 広報、啓発等 【第19条】	・家庭の教育力向上プロジェクト事業	・「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報 ・情報誌への掲載 ・就学前教育・家庭教育講演会の開催	教育庁総務企画部	生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
	・「いばらき教育の日」推進事業	・「いばらき教育の日」啓発活動の実施 ・「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録	教育庁総務企画部	生涯学習課
	・非行防止教室の実施【再掲】	・非行防止教室の実施	警察本部生活安全部	少年課 少年サポートセンター
9 家庭教育を实践する日等 【第22条】	・「いばらき教育の日」推進事業【再掲】	・「いばらき教育の日」啓発活動の実施 ・「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録	教育庁総務企画部	生涯学習課

## 1 親としての学びの支援<第12条関係>

- ・親としての学びを支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図る。
- ・市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し支援を行う。

事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	1,322千円（県単）

### <事業概要>

社会全体で就学前教育及び家庭教育を推進する気運の醸成を図るため、幼児・児童の保護者や保育者を対象に、就学前教育・家庭教育講演会を開催する。

### <実施状況>

NPO法人や幼児教育関係団体と連携し、保護者や保育者を対象に就学前教育・家庭教育講演会を開催した。

回	実施日・期間	開催方法	内容	対象	参加者数
1	8月20日（金） ～ 2月28日（月）	動画配信	子どもの健やかな成長のために ～脳科学の観点から伝えたいこと～	いばらき子ども大学に 参加する児童の保護者	219人
2	12月13日（月）	オンライン	幼児教育施設における保護者支援～ともに子どもを育てる保護者への言葉かけや支援の手立て（園としてできること）～	私立幼稚園・認定こども園教職員	101人
3	令和4年 3月1日（火） ～ 3月31日（木）	動画配信	「養護」と「教育」の一体的な 充実に向けて	保育所長等	299人
合計					619人

### <成果>

関係団体と連携し、保護者や保育者が学びたいテーマで講演を行うことで、子育てに関する適切な情報を提供するとともに、就学前教育や家庭教育に取り組もうとする気運を醸成することができた。講演会動画を「家庭教育応援ナビ」に掲載することにより、より多くの保護者や保育者に学びの機会を提供することができた。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	2,462千円（県単）

#### <事業概要>

個々の保護者に対して子育てに関する情報を提供するとともに、家庭教育の重要性を啓発するため、「家庭教育応援ナビ」や子どもの発達段階に応じた家庭教育支援資料を活用し、市町村やPTA等と連携・協力した家庭教育支援を実施する。

#### <実施状況>

##### 1 「家庭教育応援ナビ」による学びの機会と情報の提供

「家庭教育応援ナビ」を令和3年12月にリニューアルし、マンガや動画などのコンテンツを加え、より気軽に、わかりやすく学べる内容とし、子育てや家庭教育に関する学びの機会と情報の提供に努めた。また、幼児教育関係者に対する研修情報の提供も開始した。

- ・年間アクセス件数 419,028回（昨年度 184,774回）
- ・コンテンツ

	名称	内容
1	子育てに役立つマンガ・動画・資料（新規）	保護者の体験談をもとに制作した4コマ漫画。家庭教育の専門家による講義動画・資料。
2	子育て相談Q&A	専門家からのアドバイス。
3	家庭教育コラム（改修）	各分野において活躍する方々からの子育てについてのメッセージ。
4	おすすめの本紹介	年代別に優良図書を掲載。
5	子育てに関する相談窓口（改修）	訪問型家庭教育支援、困った時の相談先、外部の子育てサイト等へのリンク。
6	イベント・講座情報（改修）	各市町村や県の施設のホームページへのリンク。
7	家庭教育支援資料モバイル版	子育てアドバイスブック「ひよこ」（0～6歳）、「クローバー」（就学前～小学4年）
8	家庭教育支援資料PDF版	「ひよこ」、「クローバー」、「つばさ」（小学4年～6年）
9	子育てアドバイスブック外国語版	「ひよこ」、「クローバー」の英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、やさしい日本語版。
10	家庭教育支援活動サークル・団体情報	県内の子育て支援団体の活動情報や連絡先を掲載。
11	幼児教育関係研修情報一覧（新規）	生涯学習課、義務教育課、子ども未来課主催の研修情報を一覧化。
12	研修資料・教材（新規）	研修で使う資料の掲載。校内研修や教材として利用できる動画や資料の提供。
13	企業連携による教育力向上推進の取組	企業における家庭教育学級の実践事例を掲載。
14	ツイッター	子育て情報を発信。（フォロワー数 993人）

## 2 家庭教育支援資料の活用

資料名	活用場面
○子育てアドバイスブック ひよこ ○子育てアドバイスブック クローバー ○すくすく育てはじめの一步 ○家庭教育ブック ひよこ ○家庭教育ブック ○家庭教育ブック つばさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育者や教員が、家庭教育学級、就学時健診、入学説明会、懇談会等に保護者へ提供する資料として活用</li> <li>・保育者や教員が、保幼小接続や家庭教育支援についての園内・校内研修を行う際に資料として活用</li> <li>・家庭教育推進員が、家庭教育学級を行う際に教材や補助資料として活用</li> </ul>

## 3 企業における家庭教育学級の実施

県内の4つの経済団体(茨城産業会議等)と連携し、企業において家庭教育学級を実施した。また、保育者や小中学校教員に対する家庭教育の重要性や保護者の理解を図るための研修会を開催した。

	実施事業所数	参加者数
企業家庭教育学級	83箇所	1,296人
園内・校内研修会	131箇所	774人
合計	214箇所	2,070人

### <成 果>

「家庭教育応援ナビ」をリニューアルし、マンガや動画、幼児教育関係研修一覧などのコンテンツの追加や整理により利便性や操作性を高めることで、アクセス数を増加させ、子育てや家庭教育に関する学びの機会や情報をより多く提供することができた。

また、家庭教育学級や就学時健診、入学説明会、小学校での懇談会、企業における家庭教育学級などにおいて、家庭教育支援資料や講義動画を活用することで、家庭の教育力の向上に寄与することができた。



事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	8,320千円（国補）

<事業概要>

子育て経験者や教員OBなど地域の様々な人材や専門家で構成された「家庭教育支援チーム」が、訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行うことにより、地域の実情に応じた家庭教育支援の取組の充実を図る。また、文部科学省への「家庭教育支援チーム」の登録により、地域における家庭教育支援に関する基盤づくりを推進する。

<実施状況>

24チームが登録し、訪問型家庭教育支援や保護者への学びの場の提供などを行った。

<成果>

五霞町家庭教育支援チームの活動が特に優れているものと認められ、令和3年度「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰を受けた。

チーム名	五霞町家庭教育支援チーム
活動概要	<p>訪問型家庭教育支援やブックスタート事業を学校や幼児教育施設、保健福祉部局と組織的に連携し、継続して実施していくことで、保護者の不安や悩みを軽減し、虐待等の未然防止も含め、五霞町の子どもたちの健全育成を図っている。</p> <p>1 訪問型家庭教育支援 次年度小学校に入学する子をもつ全ての家庭を訪問して、小学校入学に向けての相談対応や情報提供、絵本のプレゼントを行っている。</p> <p><b>【訪問対象】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・次年度小学校に入学する子をもつ全ての家庭</li> <li>・小学校に入学後に継続支援を希望する家庭</li> <li>・継続支援を必要と判断した家庭</li> </ul> <p>2 ブックスタート事業 NPO法人や保健福祉部局と連携し、五霞町で誕生した赤ちゃんと保護者に家庭教育支援員が、絵本をひらく楽しい体験と絵本をセットでプレゼントしている。この事業を通して、保護者へ安心感や親近感を与え、相談しやすい関係が築けている。</p>

事業名等	働き方改革・生産性向上促進事業
担当課名	産業戦略部 労働政策課
最終予算額	1,075千円（県単）

<事業概要>

仕事と生活を両立することができ、いきいきと働くことができる、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、所定外労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進などのモデルとなる優良事例の情報発信を通じ、企業における働き方改革を促進する。

<実施状況>

- 1 ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた働き方改革優良事例の普及啓発、働き方改革シンポジウムの開催

- (1) 働き方改革セミナー等の開催

- ア 女性活躍・働き方シンポジウム

実施日	開催方法	内容	参加者数
令和4年 2月8日(火)	オンライン	第1部 茨城県女性リーダー登用先進企業表彰 第2部 基調講演 「自分らしく輝く～これからの生き方、働き方～」 講師 小島 慶子氏（エッセイスト、東京大学大学院情報学環客員研究員） 第3部 トークセッション <b>【ファシリテーター】</b> 有働 文子氏（フリーアナウンサー） <b>【パネリスト】</b> 小島 慶子氏（基調講演講師） 長山 昌子氏（常陽銀行人事部担当部長兼ダイバーシティ推進室長） 菱木 貞夫氏（株式会社染めQテクノロジー代表取締役） 藤井 瞭氏（茨城県保健福祉部子ども未来課長）	558人

- イ 働き方改革テレワーク推進セミナー

実施日	開催方法	内容	参加者数
令和4年 2月14日(月)	オンライン	第1部 Google 式 10X リモート仕事術 第2部 リモートワークで生産性とエンゲージメントをアップする	24人

- (2) 推進協議会構成団体、産業支援機関との連携強化

- ア 各種説明会などを活用した幅広い企業への働きかけ（女性活躍推進法施行直前説明会）

- イ 茨城県社会保険労務士会との連携による個別企業への情報提供（働き方改革・女性活躍等支援説明会）
- ウ 働き方改革推進支援センター・よろず拠点支援の専門家派遣事業を活用した課題解決等（よろずYouTubeチャンネル、よろずミニカフェ）
- 2 いばらき働き方改革推進月間（8月・11月）の実施  
いばらき働き方改革推進協議会を通じた普及啓発により、企業自らの取組を促進
- 3 働き方改革優良（推進）企業の認定

	優良企業	推進企業
認定企業数	110社	12社

<成 果>

多様な働き方が可能となる労働環境の整備や、ICTを活用した生産性の向上のための専門的なコンサルティングにより創出したモデル企業の成果事例をYouTubeにて公開するほか、各種セミナーなどで紹介するなど広く情報発信した。また、ワーク・ライフ・バランスや女性が働きやすい環境の整備など、働き方改革に取り組み、優れた成果のある企業を「働き方改革優良（推進）企業」に認定し、その取組を県ホームページで公表することにより、県内企業の働き方改革の取組を促進した。

事業名等	元気いばらきっ子育て事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	6,221千円（県単）

<事業概要>

県立青少年教育施設において、子どもたちの豊かな人間性、自立心や創造力を育むため、施設の特性を生かしながら様々な体験活動や学習機会を提供する。

<実施状況>

それぞれの施設の特性を生かし、宿泊体験活動、自然体験活動、防災教育体験活動等の各種体験活動を実施した。

施設名	主な事業名	事業数	参加者数		
			子ども	保護者	合計
中央青年の家	子ども農業スクール ブッシュクラフト体験防災チ ャレンジ 等	11事業	345人	206人	551人
白浜少年 自然の家	家族でつりを楽しもう イングリッシュキャンプ 等	10事業	324人	306人	630人
さしま少年 自然の家	魅力発掘 茨城ヒストリー さしまの森SDGsキャンプ 等	11事業	349人	340人	689人
合計		32事業	1,018人	852人	1,870人

<成 果>

新型コロナウイルス感染症拡大防止により各施設で予定した事業の一部中止や延期の対応となったが、感染症対策をとりながら各施設で工夫を凝らした事業を実施し、親子の触れ合いの機会を提供することができた。

事業名等	県立青少年教育施設指定管理者提案事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	309千円（県単）

<事業概要>

県立青少年教育施設において、子どもの自主性・自立性の育成を図るとともに、親子の触れ合いや絆を深める機会として、就学前の子どもとその保護者等を対象としたテント泊や野外炊飯、創作活動などの各種体験活動等を実施する。（指定管理者の提案事業）

<実施状況>

施設名	事業名	内容	参加者数
さしま少年 自然の家	手ぶらで ひよこキャンプ	【子ども】遊び活動、テント泊体験 【保護者】家庭教育支援プログラム 【親子】野外炊飯、創作活動等	26 家族 92 人

<成 果>

普段体験できない創作活動や野外炊飯等の体験活動を通して、親子が触れ合い、親子の絆を深める契機となり、子どもたちの自主性・自立性の育成及び家庭の教育力の向上に寄与することができた。

事業名等	県生涯学習センター指定管理者自主事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

県生涯学習センター（水戸・県北・鹿行）において、各センターの創意工夫により、講座や交流会等を開催し、家庭教育における保護者への支援、就学前教育の支援、人材や団体の育成を図る。（指定管理者の自主事業）

<実施状況>

施設名	実施日	事業名	内容	参加者数
水戸生涯 学習セン ター	10月9日（土） 10月23日（土） 11月7日（日）	ふぁみりいサポ ートセミナー	講義 「今聴いておかないときっと後悔 するインターネットの話」 「ヤングケアラー支援について」 「子どもの成長を促す『我が家』 とは」	15人 12人 6人
県北生涯 学習セン ター	8月1日（日） 10月10日（日） 10月17日（日） 10月24日（日）	親子で楽しむス クラッチプログ ラミング	スクラッチプログラミングを親子 で体験する。 いろいろなゲームを作りながら、 プログラミングの基礎を学ぶ。	延べ 52人

施設名	実施日	事業名	内容	参加者数
県北生涯学習センター	11月28日（日）	親子deネイチャー冒険隊	高萩スカウトフィールドにて、ボーイスカウトの指導のもと、火おこしやロープの結び方などを学ぶ。	36人
鹿行生涯学習センター	11月20日（土） ～ 11月21日（日）	親子ふれあい創出事業	親子でドローンプログラミング（飛行させるプログラミング）を学ぶ。（宿泊研修）	延べ 48人
合計				169人

#### <成 果>

子どもの興味関心のある体験活動を行う講座を実施し、親子での会話を楽しみ、作業による学習を進めることで、家庭の教育力の充実に寄与することができた。

事業名等	非行防止教室の実施
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	—

#### <事業概要>

子どもや保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた非行防止教室（薬物乱用防止教室を含む。）を実施し、非行防止、健全育成を図る。

#### <実施状況>

	保育所 幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他 学校等	合計
実施回数	5回	315回	106回	90回	42回	558回

#### <成 果>

非行防止教室において、インターネットの利便性の陰に潜む危険性やフィルタリングの重要性、薬物乱用の危険性や有害性を呼びかけることにより、少年の非行防止、健全育成を図ることができた。

## 2 親になるための学びの推進<第13条関係>

- ・親になるための学びを支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図る。
- ・市町村、祖父母、学校、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し支援を行う。

事業名等	ライフデザイン形成支援事業・高校生のライフデザインセミナー
担当課名	保健福祉部子ども政策局 少子化対策課
最終予算額	2,126千円（国補）

### <事業概要>

進学や就職等、自分の将来について考える時期である高校生を対象に、ライフデザインセミナーを開催し、結婚や出産、子育てに関する不安や疑問を取り除き、家庭生活の意義やその生活の在り方を具体的にイメージできるよう、進学・就職後のキャリアプランの一助となるライフデザインの形成を支援する。

### <実施状況>

新型コロナウイルス感染症拡大防止と事業実施の両立を図るため、前年度に作成したコロナ禍における実施事例集を活用し、県内高校10校において「高校生のライフデザインセミナー～赤ちゃんふれあい体験授業～」を実施した。

No.	実施日	高校名	参加者数	実施団体
1	10月1日(金)	愛国学園附属龍ヶ崎高校	78人	NPO 法人ままとーん
2	10月14日(木)	つくば国際大学高校	48人	NPO 法人ままとーん
3	10月28日(木)	翔陽学園高校日立学習センター	14人	NPO 法人水戸こどもの劇場
4	11月5日(金)、10日(水)	佐和高校	243人	NPO 法人水戸こどもの劇場
5	11月15日(月)	竜ヶ崎第二高校	40人	NPO 法人ままとーん
6	11月16日(火)、18日(木)	那珂高校	157人	NPO 法人水戸こどもの劇場
7	11月19日(金)	古河第二高校	38人	子どもの未来を育む会
8	11月19日(金)	古河第一高校	36人	子どもの未来を育む会
9	12月7日(火)	常陸大宮高校	50人	NPO 法人水戸こどもの劇場
10	令和4年2月17日(木)	神栖高校	128人	NPO 法人わくわくネット65
合計			832人	

### <成果>

赤ちゃんと実際に触れ合う体験やオンラインでの交流により、高校生に「子育ては楽しい」という意識を持ってもらうことができた。

### 3 家庭における就学前教育の充実<第14条関係>

- ・家庭における就学前教育の充実を図るため、学習環境の整備、学習機会の提供その他の必要な施策を講ずる。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	2,462千円（県単）

**【再掲】**

事業概要、実施状況及び成果については、4ページ参照。

事業名等	元気いばらきっ子育成事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	6,221千円（県単）

**【再掲】**

事業概要、実施状況及び成果については、8ページ参照。

事業名等	県立青少年教育施設指定管理者提案事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	309千円（県単）

**【再掲】**

事業概要、実施状況及び成果については、9ページ参照。

事業名等	県生涯学習センター指定管理者自主事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

県生涯学習センターにおいて講座を開催し、家庭教育における保護者への支援、就学前教育の支援を図る。(指定管理者の自主事業)

<実施状況>

施設	実施日	事業名	内容	参加者数
県西生涯学習センター	10月17日(日) 11月7日(日)	0歳児からのクラシックコンサート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・0歳児から保護者とともにクラシック音楽に触れるコンサートを開催する。</li> <li>・親子で音楽や楽器に触れる機会を提供することで、親子の交流を深め、子どもの豊かな情操を育む。</li> </ul>	32人 40人
合計				72人

<成果>

就学前の子どもたちとその保護者を対象とした事業を実施することで、親子のふれあいの機会を提供し、家庭教育支援の充実を図ることができた。



#### 4 幼稚園等に対する就学前教育の支援<第15条関係>

・家庭における就学前教育の円滑化を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園に対し、必要な支援を行う。

事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	1,322千円（県単）

##### <事業概要>

幼児期の教育の質の向上を図るとともに、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、市町村や幼児教育施設、小学校において保幼小の連携・接続の中心となる人材を育成する。

##### <実施状況>

##### 1 市町村幼児教育担当者研修の開催

市町村の幼児教育アドバイザー等（各市町村で保幼小の連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）の資質向上のための研修を行った。

回	実施日	開催方法	内容	参加者数
1	5月13日（木）	オンライン	事業説明 講義 「幼児教育から小学校教育への接続～遊びの中の学びが未来を開く～」 グループ協議 「スタートカリキュラム（学校たんけん）について考える」	59人
2	令和4年 1月12日（水）	オンライン	講義 「特別支援教育の視点から見る保幼小接続」 グループ協議 「実践ポスターをもとに各市町村の取組の情報交換」	47人
合計				106人

##### 2 保幼小接続担当者研修の開催

公立小学校等の保幼小接続コーディネーター（幼児教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）及び幼児教育施設における園内リーダー（小学校教育との連携・接続に向けて中心的な役割を担う者）の資質向上のための研修を行った。

回	実施日	開催方法・会場	内容	参加者数
1	6月22日（火）	動画配信	講義 「幼児教育と小学校教育の円滑な接続に向けて（基礎）」	1,065人
2	8月4日（水） 9月22日（水）	オンライン	講義 「特別な配慮を要する子どもの育ちと学びをつなぐために」	952人

回	実施日	開催方法・会場	内容	参加者数
3	10月11日（月）	動画配信	講義 「幼児教育と小学校教育の相互理解に向けて」	1,082人
	10月27日（水）	集 合 ・ 県西生涯学 習センター	実践事例 「保幼小の相互理解に向けた取組について」 グループ協議 「幼児教育と小学校教育の相互理解に向けた 取組や、接続カリキュラムの実践・改善に向け た取組についての意見交換」	32人
	11月11日（木）	集 合 ・ 県南生涯学 習センター		64人
	11月17日（水）	集 合 ・ 鹿行生涯学 習センター		25人
	11月22日（月）	集 合 ・ 教育研修セ ンター		64人
令和4年 3月23日（水）	動画配信	講義 「幼児教育と小学校教育の円滑な接続～スタ ートカリキュラムの実施に向けて～」 発表 「幼児期の育ちや経験をスタートカリキュラ ムに生かすために～幼児教育現場から小学校 の先生に伝えたいこと～」		476人
合計				3,760人

3 「家庭教育応援ナビ」の活用による園内・校内研修支援

「家庭教育応援ナビ」に、園内・校内研修等で活用できるよう、研修会の動画・資料及び、保幼小接続や幼児教育の質の向上に向けた資料を掲載した。

【掲載資料】

- ・ 保幼小接続担当者研修資料
- ・ 就学前教育・家庭教育講演会動画・資料
- ・ 保幼小接続カリキュラム
- ・ 茨城の幼児教育

<成 果>

動画配信やオンライン研修を活用し、コロナ禍にあっても担当者が研修を受講し、主体的かつ自立的に取組を進めていけるよう、幼児教育アドバイザー及び小学校と幼児教育施設の担当者の人材育成を積極的に行ってきた。講義動画を園内・校内研修で活用する事例も増えてきている。各市町村においても、ICT等の活用や感染拡大防止に配慮した交流・連携の実施などが主体的に進められてきている。

事業名等	「すくすく育ていばらきっ子かるた」の活用
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

生活習慣や規範意識をテーマに、読み札（標語）を県民から募集して作成した「いばらきっ子かるた」について、幼児教育施設、小学校、NPO法人等での活用促進を図ることで、遊びを通して子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識を育む。

<実施状況>

対象	活用方法
幼児教育施設	・日常的な遊び（雨の日の室内遊びなど）
小学校	・生活科（昔からの遊び） ・学級の時間 ・休み時間 ・拡大して掲示（昇降口：くつをそろえる等）
NPO法人 等	・かるた大会（放課後子ども教室等） ・レクリエーション

<成 果>

幼児教育施設の日常的な遊びや、小学校の生活科や休み時間において活用を図るとともに、NPO法人等への貸出を行った。「いばらきっ子かるた」を活用することで、子どもたちが基本的な生活習慣やマナーについて考えるきっかけづくりに寄与することができた。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	2,462千円（県単）

【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、4ページ参照。

## 5 人材養成等<第16条関係>

- ・大学等関係機関と連携し、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進する。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	2,462千円（県単）

### <事業概要>

市町村やPTA等と連携・協力し、家庭教育を推進する人材の育成と活用により、個々の保護者に対して、子育てに関する情報提供や家庭教育の重要性を啓発することで、家庭の教育力の向上を図る。

### <実施状況>

各市町村関係者や保育者、子育て支援関係者等を対象に、オンラインを活用した家庭教育学級の開催方法や乳幼児期のメディアとの上手な付き合い方など、専門的・実践的な研修を行った。

#### 1 家庭教育支援のための市町村担当者研修会の開催

回	実施日	開催方法・場所	内容	参加者数
1	5月25日（火）	オンライン	事業説明 情報交換 「コロナ禍における家庭教育支援の工夫について」	44人
2	11月30日（火）	集合・ 教育研修センター	実践発表 「オンデマンド型の講義動画を活用した家庭教育支援」 「外国にルーツのある家庭への訪問型家庭教育支援」 情報交換 「家庭教育を必要とする家庭へどう届けるか、その支援方法を考える」	55人
合計				99人

#### 2 家庭教育推進員養成研修会の開催

名称	実施期間	開催方法	内容	参加者数
基礎セミナー	7月12日（月） ～ 7月23日（金）	動画配信	講義 「茨城県の家庭教育支援施策及び家庭教育支援資料の活用について」 「人権教育について」 「家庭教育支援の意義とその方法」 「親子のコミュニケーション」 実践発表 「笠間市の家庭教育支援の実践発表」	71人

名称	実施期間	開催方法	内容	参加者数
スキルアップセミナー	10月8日（金） ～ 10月22日（金）	動画配信	講義 「茨城県家庭教育の推進について」 「楽しく学べる子育て講座にするためのファシリテーターの役割」	172人
合計				243人

### 3 乳幼児期のインターネットセーフティスキルアップ研修会の開催

回	実施日・期間	開催方法	内容	参加者数
1	8月30日（月） ～ 10月22日（金）	動画配信	講義 「乳幼児期のインターネット利用の現状」 「メディア機器の上手な利用の仕方」	224人
2	令和4年 1月25日（火）	オンライン	実践発表（模擬授業） 「メディアとの付き合い方」 講義 「メディア教育講座での保護者への伝え方の工夫」 情報交換 「講座の実施に向けて」	67人
合計				291人

#### <成 果>

家庭教育支援のための市町村担当者研修会では、家庭教育支援の実践発表や情報交換を通して、現状や課題を把握し、各市町村の家庭教育支援施策に活かすことができた。

家庭教育推進員養成研修会の基礎セミナーでは、家庭教育支援についての講話や、実践事例発表等を通して、家庭教育支援を進めるうえでの理解を深めることができた。また、スキルアップセミナーでは、オンラインを活用したファシリテーションの方法を動画配信し、コロナ禍による家庭教育支援の在り方を理解することができた。

乳幼児期のインターネットセーフティスキルアップ研修会では、乳幼児期のインターネット利用における正しい知識や、乳幼児期における親子の触れ合いの大切さについての専門的・実践的な研修を行い、家庭教育学級等での学習支援者としての資質を向上させることができた。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	8,320千円（国補）

#### <事業概要>

社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。

#### <実施状況>

各地域における取組の中核となる人材を対象に、必要な知識・スキル等を修得するための訪問型家庭教育支援員養成研修会を開催した。

回	実施日・期間	開催方法・場所	内容	参加者数
1	7月28日（水） ～ 8月20日（金）	動画配信	講義 「保護者・学校・関係機関との関わり方について／ カウンセリングの手法について」 「基本的人権と守秘義務について」	67人
2	8月30日（月） ～ 10月29日（金）	動画配信	講義 「外国籍の家庭への支援について」 「発達障害について」 「不登校・引きこもりの保護者への接し方について」	125人
3	10月18日（月） ～ 12月28日（火）	動画配信	実践発表 「五霞町の訪問型家庭教育支援～就学前から入学後へ～」 「五霞町家庭教育支援員座談会」	91人
4	12月15日（水）	集合・ 教育研修 センター	① 午前の部 意見交換会・講義 「全戸訪問による支援、訪問・相談を希望する家庭への支援」 ② 午後の部 意見交換会・講義 「個別の課題（外国籍、不登校、発達障害等）がある家庭への支援」	① 26人 ② 49人
合計				358人

#### <成果>

カウンセリングや個別の課題（外国籍家庭、不登校、発達障害等）についての講義及び事業実施市町村による実践発表をいつでも受講できるよう動画配信にしたため、多くの訪問型家庭教育支援員が参加し、資質の向上を図ることができた。

また、訪問型家庭教育支援員同士の情報交換の機会を設け、各市町村の現状や課題についての話し合いのほか、講義の時間も設けることにより、保護者に対する接し方を学び、その後の活動につなげることができた。

さらに、これまで訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村の家庭教育担当者にも参加を呼びかけ、本事業の普及に努めた。

事業名等	PTA指導者研修資料作成
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	—

<事業概要>

各幼児教育施設や小中学校、高等学校の単位PTAで指導的役割を果たしている者を対象とした研修会の資料を作成し、活用できるようにすることで、指導者の資質向上を図る。

<実施状況>

資料名	PTA 指導者研修資料「子どもの幸せと健全育成のために」
内容	1 研修テーマ「学校・家庭・地域社会の連携を担う PTA 活動の在り方」 2 研修内容及び話し合いのための具体的な項目 (1) 幼稚園 PTA 部会 (2) 小・中学校 PTA 部会 (3) 高等学校 PTA 部会

<成 果>

作成した PTA 指導者研修資料を県教育委員会 HP に掲載し、学校、家庭、地域社会を結ぶ PTA 活動の在り方等について周知することで、PTA 活動の充実を図り、保護者に家庭教育に関する学習の機会を提供することができた。

## 6 多様な家庭環境に配慮した支援<第17条関係>

・多様な家庭環境に配慮した家庭教育の支援の取組推進のため、県民皆で支え合う環境づくりを促進する。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	8,320千円（国補）

### <事業概要>

社会全体で家庭教育を支援する必要性を踏まえ、地域の人材を活用した訪問型家庭教育支援に取り組む市町村を支援する。

### <実施状況>

#### 1 市町村が抱える課題に応じた訪問型家庭教育支援の実施（21市町村）

H28～高萩市、坂東市（H28～H30 国委託）

H29～鹿嶋市、銚田市、美浦村、下妻市、境町

H30～水戸市、行方市、石岡市、取手市、河内町

R 1～常陸大宮市、稲敷市、牛久市、筑西市、五霞町

R 3～結城市、桜川市

小美玉市、常総市（支援体制構築の取組）

市町村名	水戸市	常陸大宮市	高萩市	鹿嶋市	行方市	
支援員数	5人	5人	10人	4人	9人	
支援の特徴	小1までの子をもつ保護者で希望した家庭への支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、3歳児健診・就学時健診と連携した支援	小1中1対象とした家庭へのアンケート結果による支援	小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	小1家庭の全戸訪問、小学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	215家庭	
	延べ訪問回数	—	—	—	215回	
個別支援	対象家庭数	16家庭	28家庭	9家庭	1家庭	—
	延べ訪問回数	32回	17回	131回	0回	—
	電話相談	0回	1回	4回	2回	—
	メール、SNSでの相談	0回	1回	0回	0回	—
	改善が見られた家庭	9家庭	26家庭	6家庭	1家庭	—
	改善率	56.3%	92.9%	66.7%	100%	—



市町村名		銚田市	石岡市	取手市	牛久市	稲敷市
支援員数		4人	4人	6人	10人	9人
支援の特徴		家庭教育学級・就学時健診・子育て世代包括支援センターと連携した支援、外国籍の保護者のいる家庭への支援	幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、3歳児健診・就学時健診と連携した支援	小1の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、転入家庭（小学生）のうち希望した家庭への支援	外国籍の保護者のいる家庭への支援、不登校ぎみの中学生の子をもつ家庭への支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援、学校から要望のあった家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—	—	—
個別支援	対象家庭数	26家庭	3家庭	1家庭	11家庭	12家庭
	延べ訪問回数	45回	2回	0回	85回	161回
	電話相談	76回	3回	1回	11回	6回
	メール、SNSでの相談	31回	3回	0回	68回	0回
	改善が見られた家庭	23家庭	2家庭	0家庭	10家庭	5家庭
	改善率	88.5%	66.7%	0%	90.9%	41.7%

市町村名		美浦村	河内町	結城市	下妻市	筑西市
支援員数		4人	6人	4人	6人	7人
支援の特徴		外国籍の保護者のいる家庭への支援、不登校の中学生の子をもつ家庭への支援	R4年度小学校入学する家庭へのアンケート結果による支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	5歳児健診と連携した支援	小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援
全戸訪問	対象家庭数	—	—	—	—	—
	延べ訪問回数	—	—	—	—	—
個別支援	対象家庭数	6家庭	—	2家庭	6家庭	8家庭
	延べ訪問回数	28回	—	2回	38回	36回
	電話相談	25回	—	0回	0回	4回
	メール、SNSでの相談	0回	—	0回	0回	0回
	改善が見られた家庭	3家庭	—	2家庭	2家庭	4家庭
	改善率	50%	—	100%	33.3%	50%

市町村名		坂東市	桜川市	五霞町	境町	合計
支援員数		10人	6人	9人	10人	126人
支援の特徴		不登校の小中学生の子をもつ家庭への支援	幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	R4年度小学校入学する家庭の全戸訪問、幼児・小中学生の子をもつ保護者で希望した家庭への支援	外国籍の保護者のいる家庭への支援	
全戸訪問	対象家庭数	—	—	53家庭	—	268家庭
	延べ訪問回数	—	—	53回	—	268回
個別支援	対象家庭数	19家庭	1家庭	6家庭	13家庭	168家庭
	延べ訪問回数	154回	4回	6回	13回	754回
	電話相談	5回	4回	6回	0回	148回
	メール、SNSでの相談	13回	0回	0回	0回	116回
	改善が見られた家庭	12家庭	0家庭	5家庭	0家庭	110家庭
	改善率	63.2%	0%	83.3%	0%	65.5%

## 2 スーパーバイザーの派遣

市町村が実施する訪問型家庭教育支援において、特に困難な問題を抱える家庭への支援の充実を図るため、専門的な知識と経験をもつ家庭教育支援スーパーバイザーを市町村が開催するケース会議等に派遣して指導・助言を行った。

本事業未実施の市町村に対しては、支援体制の構築等の助言を行った。また、教育事務所に対しては、支援方法や支援体制の構築等を各市町村へ提案するための助言を行った。

派遣先	市町村名	内容 (回数)
実施市町村	鹿嶋市	不登校 (1回)
	銚田市	不登校 (2回)
	石岡市	不登校 (1回)
	取手市	相談対応全般 (1回)
	稲敷市	不登校 (1回)
	下妻市	不登校 (1回)、発達障害 (1回)、児童虐待 (1回)
	坂東市	不登校 (1回)
	桜川市	不登校 (2回)、発達障害 (1回)
未実施市町村	八千代町	不登校 (1回)
	教育事務所	不登校 (2回)、児童虐待 (1回)
合計		不登校 (14回)、発達障害 (2回)、児童虐待 (2回) 相談対応全般 (1回)

### 3 好事例集の作成

訪問型家庭教育支援をさらに充実させるため、事業を実施している市町村より効果的な支援や工夫した取組などの22事例を提供してもらい、好事例集としてまとめ、全市町村へ配布した。

- ・ 内容：育児不安を抱える保護者への支援  
不登校の子をもつ保護者への支援  
児童虐待への対応  
外国籍の保護者への支援

#### <成 果>

21市町村において、それぞれの課題に応じて、訪問型の家庭教育支援体制を構築し、訪問型家庭教育支援員が市町村施設や保護者宅で、相談への対応や情報提供を行った。

保健福祉部局と連携した就学前の子どもをもつ家庭への支援（3歳児・5歳児健診）、不登校の子どもをもつ家庭への支援、外国籍の家庭への支援など、幅広い家庭教育支援を行い、「不登校の児童が適応指導教室へ通えるようになった」「保護者の不安や悩みが解消した」など家庭の状況を改善することができた。

各市町のケース会議等にスーパーバイザーを派遣したことにより、訪問型家庭教育支援員の悩みや関係機関との連携について直接助言・指導を行うことができた。

訪問型の家庭教育支援を実施していない市町村に対しては、各市町村の課題に応じた取組方法の提案や、好事例集を提供することにより、事業に対する市町村の理解が進み、取組市町村数が増えた。（令和4年度はさらに2市町増え、23市町村で実施。）

改 善 率 (状況が改善した家庭の割合)	全体	65.5%
	・ 子育て・学校生活の悩み	79%
	・ 不登校（8市町村）	65%
	・ 外国籍（子育て・学校生活の悩み）	63%
	・ 外国籍（言語・文化の違い）	25%

## 7 相談体制の整備等<第18条関係>

・家庭教育に関する相談体制の整備・充実、相談窓口の周知等必要な施策を講ずる。

事業名等	地域で支える家庭の教育力向上事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	8,320千円（国補）

### 【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、21ページ参照。

事業名等	いじめ問題対策推進事業
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課
最終予算額	36,192千円（国補）・県単

### <事業概要>

いじめ等を早期に発見し、市町村、学校及び専門家と連携して、早期対応を支援する。

ホームページ上の「いじめなくそう！ネット目安箱」への書き込みやメールでの相談、電話・来所による相談活動について、広報活動を行う。

### <実施状況>

#### 1 「いじめ・体罰解消サポートセンター」の運営（各教育事務所）

- (1) 児童生徒・保護者が相談・情報提供できるホームページ「いじめなくそう！ネット目安箱」の設置
- (2) 「いじめ解消サポート相談員」の配置
  - ・「いじめなくそう！ネット目安箱」等で寄せられた相談・情報は、市町村教育委員会等を通して学校へ連絡
  - ・学校は、いじめの有無等を確認の上、対応
- (3) 児童生徒・保護者向けの啓発
  - ・茨城県教育委員会ホームページに掲載、茨城放送「みんなの教育」で広報
- (4) 相談件数

区分	いじめ相談	体罰相談 (疑いを含む)	合計
小学校	22件	5件	27件
中学校	22件	4件	26件
その他	10件	5件	15件
合計	54件	14件	68件

#### 2 いじめ解消サポーター等による解消支援

いじめ解消サポーター（警察OB、公認心理師、社会福祉士、部活動指導者OB、思春期の専門家）を派遣した。

	小学校	中学校	合計
派遣回数	26回	24回	50回

#### <成 果>

いじめ・体罰解消サポートセンターには、いじめ、体罰に関する相談が寄せられ、市町村立学校に関する相談に対しては、市町村教育委員会を通して各学校へ連絡し、対応をサポートすることができた。私立学校や県立学校に関する相談については、関係各課に情報提供を行い、対応を依頼した。

いじめ解消サポーターについては、教育事務所と市町村教育委員会が連携し、各学校の状況に応じて、警察OBや心理・福祉の専門家などを派遣した。サポーターの専門性を生かし、児童生徒・保護者への支援と教職員への助言を行い、対応のサポートを行うことができた。

事業名等	スクールカウンセラー配置事業
担当課名	教育庁学校教育部 義務教育課・高校教育課
最終予算額	280,469千円（国補）

#### <事業概要>

いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期対応を図るため、公立小・中・高等学校等にカウンセリングに関し専門的な知識、経験を有するスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制を充実させる。

#### <実施状況>

スクールカウンセラーの配置

配置校数	752校（小学校等459校、中学校等217校、高等学校76校）	
配置形態	小中学校等	年36週、週1回、1回あたり7時間
	高等学校	年32週、週1回、1回あたり4時間
		年32週、週1回、1回あたり3時間
		年29週、週1回、1回あたり3時間

#### <成 果>

不登校事案では、児童生徒及び保護者と面談し、状況等を把握することで、相談者の悩みを整理することができた。また、対応策等を話し合うことで、不登校状態の解消につながった。

いじめ事案では、被害者に寄り添い、面談を通じて心のケアを図りながら、対応について教員へ助言を行うなど、児童生徒に対する支援体制の強化につながった。

9月の学校再開後には、コロナ禍における児童生徒の不安やストレスのケアを行い、職員研修において、児童生徒に対する適切な関わり方やストレスマネジメントについて助言した。

事業名等	教育相談事業
担当課名	教育庁学校教育部 高校教育課
最終予算額	7,435千円（県単）

<事業概要>

教育研修センターでの電話及び来所相談の充実を図り、不登校や情緒不安、いじめ、発達の遅れ等の悩みを抱える幼児児童生徒、保護者及び教職員等の相談に対応する。

<実施状況>

子どもの教育相談及び発達が気になる子どもの教育相談として、電話、来所相談を実施した。

	子どもの教育相談	発達が気になる 子どもの教育相談	合計
電話相談	707件	314件	1,021件
来所相談	111件	90件	201件
合計	818件	404件	1,222件

<成果>

不登校や発達に関する悩みや課題を中心に、職員や外部専門家による教育相談において児童生徒及び保護者等の話を丁寧に聴き、必要に応じて専門医による心の健康相談につないだり、知能検査を実施したりして、相談者の不安の軽減に努めるとともに、課題解決に向けて具体的に考える相談を進めた。その結果、相談者の気持ちや考えなどが整理され、精神的な安定を図ることや課題解決につなげることができた。

事業名等	早期教育推進事業
担当課名	教育庁学校教育部 特別支援教育課
最終予算額	7,683千円（県単）

<事業概要>

視覚又は聴覚に障害のある乳幼児に対し、全体的な発達を促す指導を行うとともに、養育についての保護者の相談に対応する。

盲学校、聾学校に通う保護者が、継続的に相談を受けることができる環境の整備と充実を図る。

<実施状況>

盲学校、聾学校に、視聴覚障害児早期教育指導員を配置し、0歳からの視聴覚障害児に対して発達を促す指導を行うとともに、その保護者に対して望ましい親子関係づくりの支援を行った。

学校種	相談者数	延べ相談件数
盲学校	49人	57件
聾学校	577人	831件
合計	626人	888件

<成 果>

サテライト教室を県内4箇所（視覚障害1箇所、聴覚障害3箇所）に設置し、継続的な支援や相談を行うことで、保護者の障害に対する理解を深めることができた。また、学校から遠隔地に住む乳幼児とその保護者の移動に係る負担を軽減することができた。

事業名等	少年非行防止活動の実施
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	135千円（県単）

<事業概要>

少年サポートセンターの少年相談コーナーにおいて、少年の非行問題、犯罪被害等に関する相談に対応し、問題解決、健全育成を図る。

<実施状況>

	電話相談	メール相談	面接	合計
相談件数	298件	146件	31件	475件

（相談内容内訳）

	非行問題	学校問題	家庭問題	交友等	犯罪被害	健康問題	その他	合計
相談件数	139件	72件	70件	31件	18件	5件	140件	475件

<成 果>

相談に対する助言・指導を行ったほか、関係機関・団体と連携した継続的な相談に対応し、問題解決を図ることができた。

## 8 広報、啓発等〈第19条関係〉

- ・家庭教育の重要性等について県民の理解を深め、意識を高めるための広報及び啓発を行い、社会的気運の醸成に努める。
- ・家庭教育の支援に取り組む団体の活動促進、家庭教育の支援に関する事例の紹介等必要な施策を講ずる。

事業名等	家庭の教育力向上プロジェクト事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	2,462千円（県単）

### 〈事業概要〉

「家庭教育応援ナビ」やイベント等において、家庭教育の重要性を啓発するとともに、子育てに関する情報を提供することにより、家庭教育支援に関する社会的気運の醸成に努める。

### 〈実施状況〉

#### 1 「茨城県家庭教育を支援するための条例」の広報

##### (1) 「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載

「家庭教育応援ナビ」のリニューアルに伴い、トップページに条例バナーを掲載し、閲覧者への周知を図った。

##### (2) イベントでの周知

条例ポスターやのぼり旗等の展示、チラシや広報物品の配布を通して、条例の周知や家庭教育の重要性等についての啓発を図った。

実施日	事業名	場所	参加者数
6月30日（水）	ベビー・キッズわくわくアート散歩	茨城県近代美術館	110人
11月7日（日）	こども読書フェスティバル	茨城県立図書館	200人
令和4年 1月11日（火）	子どもの未来をつくるダイバーシティ推進事業	鹿行生涯学習センター	100人
合計			410人

#### 2 情報誌への掲載

就学前教育や家庭教育に関する参考情報などを月刊誌等へ提供し、幼児教育施設、小学校等に配布することで周知を図った。

### 〈成果〉

「家庭教育応援ナビ」への条例バナーの掲載やイベント等での広報活動により、「茨城県家庭教育を支援するための条例」や家庭教育の重要性について周知することができた。



事業名等	就学前教育・家庭教育推進事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課 就学前教育・家庭教育推進室
最終予算額	1,322千円（県単）

**【再掲】**

事業概要、実施状況及び成果については、3ページ参照。

事業名等	「いばらき教育の日」推進事業
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	1,100千円（県単）

**<事業概要>**

「いばらき教育の日（11月1日）・教育月間（11月）」における県民の主体的な取組を促進し、社会全体で教育の重要性を再認識する契機とするため、普及啓発のための全県的な広報活動を展開するとともに、趣旨に賛同する民間企業の登録制度「いばらき教育の日推進事業所等登録制度」への登録を促進することにより、県民の教育に対する関心や意識の高揚を図る。

**<実施状況>**

各種広報媒体を活用し、生活習慣やしつけなど就学前教育や家庭教育の充実に向けた取組等を推奨した。

1 「いばらき教育の日」啓発活動の実施

区分	主な取組	参加者数
県関係	薬物乱用防止教室、薬と健康週間の設定、スマホ活用術講座、親子映画鑑賞会	265,416人
市町村関係	学童期子育て講座、家庭教育座談会、読み聞かせ会、親子体験教室	187,026人
学校関係	保幼小連携交流活動、親子体験活動、キャリアデザイン教室、あいさつ運動	836,966人
民間団体	親子コンサート、食育セミナー、防災講演会、地域清掃	63,033人
合計		1,352,441人

2 「いばらき教育の日」推進協力事業所等の登録

- ・登録企業数 250社
- ・参加事業所数 1,749箇所

**<成 果>**

新型コロナウイルス感染症対策を取りながら、様々な事業が実施された結果、前年度より多い参加者となり、家庭教育を含めた県民の教育に関する意識の高揚に寄与することができた。

事業名等	非行防止教室の実施【再掲】
担当課名	警察本部生活安全部 少年課 少年サポートセンター
最終予算額	—

**【再掲】**

事業概要、実施状況及び成果については、10ページ参照。

## 9 家庭教育を实践する日等<第22条関係>

- ・毎月第3日曜日に、家庭教育について関心・理解を深めるための啓発活動等の実施に努める。
- ・いばらき教育月間（11月）に、家庭教育について関心・理解を深めるための啓発活動等の実施に努める。

事業名等	「いばらき教育の日」推進事業【再掲】
担当課名	教育庁総務企画部 生涯学習課
最終予算額	1,100千円（県単）

### 【再掲】

事業概要、実施状況及び成果については、30ページ参照。

(参考)

茨城県家庭教育を支援するための条例（平成28年茨城県条例第60号）

国づくりは人づくりであり、将来を担う子どもたちの健全育成は、いつの時代でも最重要課題の一つである。

特に、幼少期における家庭教育は、生活のために必要な習慣や自立心、規範意識等を身に付けさせるものであり、その後の学校教育や社会生活において極めて有用であることから、全ての教育の出発点であると言える。

茨城県では、我が国最大規模の藩校である弘道館等において、天下の魁さきがけとなる多くの人材を輩出し、明治維新の原動力として時代の変革期に多大な影響を与えてきた。弘道館をはじめとする史跡が、近世日本の教育遺産群として日本遺産に認定されたことはその証左であり、本県は、教育を大切にす文化・風土の中で家庭教育が行われ、これを地域社会で支えてきたところである。

しかしながら、昨今の家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化、子どもの貧困など、家庭を取り巻く環境が大きく変化し、様々な問題を抱えている家庭が増えてきており、家庭の教育力や地域における家庭を支える力の低下が指摘されている。

そこで、保護者が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、自主的に取り組むとともに、県民が一体となって、幼少期を中心とする家庭教育を支援していくことが必要である。

ここに、家庭教育を多くの県民で支援し、子どもたちの個性を尊重しつつ、保護者による安定した愛情の定着が図られ、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる教育立県いばらきの実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援について、基本理念及びその実現を図るために必要な事項を定め、家庭教育を支援するための施策（以下「家庭教育支援施策」という。）を総合的に推進し、保護者が親として成長すること及び子どもが親になるために学ぶことを促すとともに、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）の責任において、その子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「幼少期」とは、おおむね小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）第2学年修了までをいう。

4 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。

5 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で地域的な共同活動を行うものをいう。

6 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 家庭教育の支援は、保護者がその子どもの教育について第一義的責任を有するという基本的認識の下に、県、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が、家庭の自主性を尊重しつつ、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら、一体的に取り組むことを旨として行わなければならない。

2 家庭教育の支援は、一人一人の子どものかげがえのない個性を尊重するとともに、多様な家庭環境に配慮して行わなければならない。

3 家庭教育の支援は、幼少期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、とりわけ家庭における小学校就学前の教育（第14条及び第15条において「就学前教育」という。）に重点を置いて行わなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の状況、保護者の経済状況その他の家庭状況の多様性に十分配慮するものとする。

（市町村との連携）

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

（国との連携）

第6条 県は、国と連携協力して家庭教育支援施策の推進を図るとともに、家庭教育の支援に関して必要があると認めるときは、国に対し必要な施策を講ずるよう求めるものとする。

（保護者の責任及び役割）

第7条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有することを自覚しなければならない。

2 保護者は、子どもに愛情をもって接するとともに、幼少期において子どもとの安定した愛情の形成及び定着を図られるよう努めるものとする。

3 保護者は、子どもの個性を尊重しつつ、生活のために必要な習慣の確立、自立心の育成及び心身の調和のとれた発達を図るとともに、自らも成長していくよう努めるものとする。

4 保護者は、幼少期における家庭教育を充実させるため、学校等と連携及び協調を図るよう努めるものとする。

（祖父母の役割）

第8条 祖父母は、基本理念にのっとり、子育てに関する知恵及び経験を生かし、保護者と連携しながら、家庭教育に対する支援及び協力を行うよう努めるものとする。

（学校等の役割）

第9条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民及び地域活動団体と連携して、子どもの健全な成長のために必要な集団生活における規律等を身に付けさせるとともに、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（地域住民及び地域活動団体の役割）

第10条 地域住民及び地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携して地域の歴史、伝統、文化等を伝えることを通じ、子どもの健全な育成に努めるとともに、保護者が家庭教育を行うために良好な地域環境の整備に努めるものとする。

2 地域住民及び地域活動団体は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員の仕事及び家庭生活との両立を図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

（親としての学びの支援）

第12条 県は、親としての学び（保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育に関する知識、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをい

う。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、親としての学びの機会を提供するとともに、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者の取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

(親になるための学びの推進)

第13条 県は、親になるための学び(子どもが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援する学習方法の開発及び普及並びに学習内容の充実を図るものとする。

2 県は、市町村、祖父母、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他関係者が子どもの発達段階に応じた親になるための学びの機会を提供することを支援するものとする。

(家庭における就学前教育の充実)

第14条 県は、家庭における就学前教育の充実を図るため、学習環境の整備、学習機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(幼稚園等に対する就学前教育の支援)

第15条 県は、家庭における就学前教育の円滑化を図るため、幼稚園、保育所及び認定こども園(次項において「幼稚園等」という。)に対し、必要な支援を行うものとする。

2 幼稚園等は、保護者と連携し、家庭における就学前教育の充実に努めるものとする。

(人材養成等)

第16条 県は、大学その他の専門的知識を有する関係機関と連携を図り、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、家庭教育の支援を行う関係者相互の連携を推進するものとする。

(多様な家庭環境に配慮した支援)

第17条 県は、多様な家庭環境に配慮した家庭教育の支援の取組を推進するため、県民皆で支え合う環境づくりを促進するものとする。

(相談体制の整備等)

第18条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報、啓発等)

第19条 県は、家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

2 県は、家庭教育の重要性等について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な広報及び啓発を行い、家庭教育の支援に関する社会的気運の醸成に努めるものとする。

3 県は、家庭教育の支援に取り組む団体の活動を促進するための施策の実施、家庭教育の支援に関する事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第20条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第21条 知事は、毎年度、家庭教育の支援に関して講じた施策の実施状況及び成果を取りまとめ、議会に対し報告をしなければならない。

2 知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

(家庭教育を实践する日等)

第22条 県は、家庭教育を重点的に実践するため、毎月第3日曜日において、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

2 県は、いばらき教育の日を定める条例(平成16年茨城県条例第35号)第3条に規定するいばらき教育月間において、家庭教育についての関心と理解を深めるための啓発活動その他の事業を実施するよう努めるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。